

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

木の里チャレンジ！地域資源（農・林・観光）で心産業を興して地域再生。そして自立。

2 地域再生計画作成主体の名称

岡山県 西粟倉村

3 地域再生計画の区域

西粟倉村 全域

4 地域再生計画の目標

（1）地域特性

西粟倉村は岡山県最東北端にあり、北は鳥取県、東は兵庫県と3県境が接するところに位置し、東西に9.5km、南北に13.0km、総面積5,793ha、林野率94.8%の中国山地の山間にある村である。村の中央部を岡山県3大河川の一つ吉井川の支流吉野川が流れ、その源流は、氷ノ山・後山・那岐山系国定公園の中にあつて、手付かずの自然「若杉原生林」を抱いている。また、吉野川沿に走る国道373号は、山陰と山陽を結ぶ交通の要衝で、古くは江戸時代参勤交代の因幡往来であり、一部が残る志戸坂峠は往時をそのままに伝える貴重な歴史の道でもある。

村の産業は、農業、林業及び観光業が主体で、農業は、耕地面積132ha（耕地率2.3%）に高冷地気候を活かした水稻、ほうれん草、アスパラ等の特産物を生産しているが零細である。林業は、古くから村の基幹産業として発展し、5,491haの山林に杉・檜を主体に植林されており、人工林率84.0%は県下トップである。また、観光事業では、前述した森林浴の森百選の「若杉原生林」、氷ノ山・後山・那岐山系国定公園を縦走する中国自然遊歩道、関西圏から短時間で利用できる「村営大茅スキー場」、中国地方随一のラジウム含有量を誇る「あわくら温泉」から引湯した「国民宿舎あわくら荘」及び日帰り温泉施設「黄金泉」、農林産物加工・直売所「旬の里」、道の駅「レストセンターあわくらんど」等の自然資源を活用した観光施設等がある。

本村は、隣接の鳥取県智頭杉の影響を受け、江戸中後期から植林が始まり林業を中心に発展してきた。戦後、木材市況の好況、公有林払い下げ等を背景に民有林が飛躍的に伸びていったが、高度経済成長の中、村民の第1次産業離れ、木材品の輸入自由化、国内産木材の価格低迷等により本村の林業も活況を徐々に失うこととなった。昭和40年代

から村は、過疎化の波を食い止めるべく、農林業振興の他に湯・雪・森を活用した観光産業づくりに着手すると同時に、商工業の振興にも努め、昭和 44 年に本村初の企業誘致（縫製工場）に成功し、以後昭和 60 年までに 3 工場を誘致した。若者定住のイメージアップ、雇用の創造を図った結果、昭和 60 年の国勢調査人口 1,928 人及び平成 2 年同 1,939 人は、昭和 55 年同 1,923 人を上回るなど一定の成果を上げることができた。

（２）今後の課題

順調に地域づくりを進めてきた西粟倉村であったが、バブル経済崩壊後、他地域同様一気に活力を失い、大都市圏が牽引し、地方都市でも景気回復が進む今日に至っても過疎地域ではその効果が現れていない。本村でも平成に入って誘致企業の撤退、倒産、観光事業の縮小及び近隣通勤圏内企業等の減少により活気を失なったまま立ち直れないでいる。それは、平成 18 年度事業所・企業統計調査の全産業の事業所数 87 所、従業員数 377 人で、平成 13 年度比で同 97 所（ 10.3%）、同 574 人（ 34.3%）、平成 8 年度比同 117 所（ 25.6%）、同 718 人（ 53.1%）と大きく落ち込んでいることからわかる。このことが若者の流出や帰りたくても帰れない状況を生み出している。地域経済を活性化し、雇用の場を確保することが最優先課題になっている。地域経済が活性化するためには、大都市など景気回復圏の消費者に評価される商品を開発し地域が競争力をつける必要がある。

本村では、平成 16～18 年度総務省の「地域再生マネージャー事業」において地域の再生、雇用創出を目指して「木の里再生プロジェクト」立ち上げ、「木の里の挑戦！テーマは自然との共生、あふれる笑顔、そして自立」～源流で心産業を興して、命・人・自然を守ります～を掲げ取り組んでいる。その理念は、西粟倉村（木の里であり源流である村）は、村の強みである自然（原生林・四季）と人（温厚で親しみやすい）を活用して、10 年後、20 年後も持続可能な地域（所得が向上した豊かな暮らしと子どもたちや訪れてくれる人たちの笑顔であふれる自立した地域）を目指そう。そのために大量生産・価格競争の 20 世紀型ビジネスモデルによらない、いわば 21 世紀型地域ビジネスモデルとして、地場産業の振興（観光、農業、林業）をリンクさせながら心産業（しんさんぎょう：ストーリー、感動、記憶を売るエンターテイメント産業）づくりに取り組み当該地域を発展させようとしている。3 年間の成果は、村内の観光施設の経営改革（赤字削減、サービス改善等）や林産業（木工）のベンチャー企業立ち上げなどの成果を残した。これら、林業と観光産業の分野において、自立しつつある事業者ができており、本村の地域再生を進める上で牽引役となっている。

今後、村が地域再生を推進するためには、大きく 2 つの課題がある。ひとつは、雇用の受け皿がなお少ない状況であり、新規の事業（新規創業または既存事業者の経営規模拡大等）を自ら創れる人材の発掘育成が不可欠である。もうひとつは、自立しつつある事業者において就労する人材の確保である。UIJ ターン希望者の受入を始めとして、村

内で働く人材の確保が課題となってきた。

(3) 目標

これらの人材が実際に事業化に向けた活動を起こしていくためには、事業化に踏み出すきっかけづくり、事業化に向けた取り組みを支援する仕組みづくりが必要とされている。したがって、() 中核的人材の育成による新規事業の育成、() 村内での就職を希望する人材の確保 (UIJ ターン者受入等) () 長期実践型研修による就職希望者の能力開発、() コーディネーター派遣による事業者の人材受入・人材育成ノウハウの強化を行うことで、村内での雇用の拡大を図る。

雇用の拡大に関する目標

アウトカム指標

平成 19 年度	8 人			
(常雇	7 人、	常雇以外	0 人、	創業者 1 人)
平成 20 年度	12 人			
(常雇	11 人、	常雇以外	0 人、	創業者 1 人)
平成 21 年度	13 人			
(常雇	11 人、	常雇以外	0 人、	創業者 2 人)
合計	33 人			
(常雇	29 人、	常雇以外	0 人、	創業者 4 人)

		アウトカム				アウトカム指標 設定の根拠
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	
□	人材育成メニュー 長期実践型職場研修	3 人 (常雇 2 人 常雇以外 0 人 創業者 1 人)	5 人 (常雇 4 人 常雇以外 0 人 創業者 1 人)	5 人 (常雇 3 人 常雇以外 0 人 創業者 2 人)	13 人 (常雇 9 人 常雇以外 0 人 創業者 4 人)	事業利用者の50%
	ハ 就職促進メニュー 就職説明会	3 人 (常雇 3 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	4 人 (常雇 4 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	4 人 (常雇 4 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	11 人 (常雇 11 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	事業利用者の5%
	相談窓口の設置および情報発信	2 人 (常雇 2 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	3 人 (常雇 3 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	4 人 (常雇 4 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	9 人 (常雇 9 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	事業利用者の5%
合計	□ 人材育成 メニュー	3 人 (常雇 2 人 常雇以外 0 人 創業者 1 人)	5 人 (常雇 4 人 常雇以外 0 人 創業者 1 人)	5 人 (常雇 3 人 常雇以外 0 人 創業者 2 人)	13 人 (常雇 9 人 常雇以外 0 人 創業者 4 人)	
	ハ 就職促進 メニュー	5 人 (常雇 5 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	7 人 (常雇 7 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	8 人 (常雇 8 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	20 人 (常雇 20 人 常雇以外 0 人 創業者 0 人)	

* 雇用拡大メニューにおける参考就職者数（アウトカム指標及び事業評価の対象外）

	参考就職者数				備考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	
イ 雇用拡大メニュー					
労務に関する相談・コンサルティング	3人 〔常雇 3人 常雇以外 0人 創業者 0人〕	4人 〔常雇 4人 常雇以外 0人 創業者 0人〕	4人 〔常雇 4人 常雇以外 0人 創業者 0人〕	11人 〔常雇 11人 常雇以外 0人 創業者 0人〕	

人材の育成に関する目標

長期実践型職場研修の実施（林業、木材加工業、観光業で受け入れ予定）

集合研修の実施（各年度1回予定）

プログラム	講師	研修内容
西粟倉学	地域住民	西粟倉村の自然、歴史、文化、産業についての講習
ビジネス概論	村外コンサルタント・村内外の会社経営者など	専門家によるプランニング、マーケティング、営業・広報活動、プレゼンテーション研修
おもてなし研修	旅行業経験者	接遇を始めとする、おもてなしスキルを習得する研修
交流会	西粟倉村民	西粟倉村民と研修生との交流会を開催し、地域になじめるよう関係作りを行う

就職の促進に関する目標

UIJターン説明会の実施（平成19年度2回、20及び21年度各4回予定）

村内向け説明会の実施（各年度2回予定）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

「心産業」の分野を中心とした地域再生を進めるため、同分野における雇用対策を地域雇用創造促進事業として実施する。同事業においては、雇用機会の拡大、求職者に対する就業支援などに地域の関係者が一体となって取り組む。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生の認定に基づく次の措置を活用して実施する雇用創造促進事業

- 支援措置の名称と番号

地域雇用創造推進事業：【BO902】

- 実施主体

西粟倉村雇用対策協議会

(1) 雇用拡大に関する取り組み

本メニューでは、新規創業や事業拡大を支援する仕組みをつくることで雇用の受け皿を拡大し、地域の雇用改善につなげる。そのなかで、雇用機会を創出・拡大するために、村内の事業者・創業希望者（主に地域重点分野に関する事業者）を対象として、創業・事業拡大に向けての相談受付や、労務管理・人材活用策等についてのコンサルティングを行う。専門のコンサルタントが、人材の確保や人事管理に関して事業者の相談を受け付け、必要な人材の確保を支援する。なお、人材育成メニューにおける研修生を受入れる事業者に対しては、その研修生が自らの力を十分発揮し、また受入企業が研修生の力を十分に引き出せるようコンサルティングを行う。村内の事業者と求職者（研修生等）とのマッチングを行うことにより、研修生が研修終了後に正規採用につながる確率を高める。

(2) 人材育成に関する取り組み

西粟倉村に住み込むことを想定した長期の職場研修や集合研修を実施する。求職者（研修生）は、4～5ヶ月をかけて西粟倉村で就業するための知識・技術を習得すると共に、西粟倉村に住むための準備や、村の環境や村民となじむための取り組みを行う。

(3) 就職促進に関する取り組み

村外向けに、西粟倉村にUIJターンして就職を希望する人を発掘するための説明会を開催する。西粟倉村に移住・就職するためのオリエンテーションとしての役割を持たせ、村内の就職先やそこでの仕事内容等について紹介する。

本事業の初期段階では、特に雇用機会創出事業の対象になるような、自ら仕事を創っていける人材を重点的に発掘する。その後、雇用の受け皿の拡大にしたがって、西粟倉村で就職を希望する人材を広く募集していく。また、地域重点分野を中心とした事業者を対象として本事業の説明を行い、村外からのそうした雇用の掘り起こしを行う。また、求職者を対象に本事業の説明を行う。

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

a 事業名	シルバー人材センター事業の推進
b 事業内容	定年退職後等に、働く意欲のある高齢者等に臨時的でかつ短期的な軽作業を提供し、高齢者の知識や経験を生かして地域で働くことを通して当該地域の活性化を進める。 事業開始 平成 8 年度 事業費 20,000 千円
c 所管官庁	厚生労働省
d 事業実施期間	継続

a 事業名	中小企業地域資源活用プログラム
b 事業内容	村内事業者が本村の地域資源である森林を活用して競争力のある試作品を開発し、展示会出展等をとおして販路を拡大し地場産業の活性化、雇用の創造を図る。
c 所管官庁	経済産業省
d 事業実施期間	申請予定

a 事業名	森林整備地域活動支援交付金
b 事業内容	森林所有者等の計画的かつ一体的な森林施業を実施するため、零細林家の情報を集約し、森林情報の提供をとおして施業の促進を図る。 事業費 10,800 千円
c 所管官庁	農林水産省
d 事業実施期間	平成 19 年～

a 事業名	道の駅
b 事業内容	国道 373 号沿線に整備した道の駅あわくらんどは、京阪神から鳥取市方面を通る旅行者等に休憩、食事、地域情報の提供し、また村の新鮮野菜や加工品を販売することで都市と村人のチャンネルとしての機能を持ち、地域の活性化を図る。 ・ レストラン ・ 特産品、みやげ物販売 ・ 休憩、トイレ ・ アートギャラリー

	事業開始 平成 2 年度 事業規模 229,253 千円
c 所管官庁	国土交通省
d 事業実施期間	継続

a 事業名	地域再生基盤強化交付金
b 事業内容	村道 3 線、林道 4 線の改良、開設工事を行い地域経済活性化、雇用機会の創出を推進するため基盤整備を図る。 事業開始 平成 16 年度 事業費 200,692 千円
c 所管官庁	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省
d 事業実施期間	継続

a 事業名	頑張る地方応援プログラム
b 事業内容	少子高齢化、人口減少に歯止めをかけるため、新たなプロジェクトを起こし地域再生を図る。 ・ 地域産業振興による雇用の創造 ・ 子育て支援 ・ 伝統的賑わいの復活
c 所管官庁	総務省
d 事業実施期間	8 月申請予定

a 事業名	中山間地域等直接支払交付金
b 事業内容	地域が一体となって主体的に農地の保全、活用方法を考える活動を支援し、地域資源の活用活性化を図る。 事業開始 平成 13 年度 事業費 17,192 千円
c 所管官庁	農林水産省
d 事業実施期間	継続

6 計画期間

地域再生計画の認定日より平成 22 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）を活用した雇用創造促進事業による雇用促進の状況については、事業参加企業・参加者に対するヒアリングなどの調査により、雇用人数を把握し、目標数値比較により、評価を行うものとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし